

子育て
応援!

お金と暮らしの
サポートブック

悩みごと

Support Book

困ったな

申請
したかな?

該当
するかな?



日光市健康福祉部
子ども家庭支援課



めだかの学校

毎月第2、第4水曜日にこども食堂を開催しています。また、こどもたちへの学習支援やおさがりマルシェなども実施しています。



全てのこども



今市1659-10 (いきがいセンター内)

☎090-3047-3764 (代表: 君島)



四つ葉のクローバー

毎月第2、第4金曜日にこどもから高齢者まで『だれでも』集えるこども食堂を目指して活動しています。



全てのこども



今市1465-6

☎090-3048-4748 (代表: 小林)



にこにこつくし

普段はお好み焼き屋を営む店主が、こどもみんなが楽しめる居場所づくりをしています。



全てのこども



土沢1560-1

☎090-7243-0221

✉e.yousuke221@gmail.com

(代表: 江口)



日光AI食堂

毎月第2、第4土曜日にAI食堂を実施します。おいしいご飯を食べながら楽しく最新のテクノロジーに触れてみよう!



全てのこども



野口422-12

✉miss.apple8@icloud.com

(代表: 小田)



つむつむハウス

まちの若者や大人とこどもたちがつながれるワークショップを開催しています!



全てのこども



今市628-18

🌐<https://nit-nikko.studio.site>

(代表: 小松)



わたらせ茶屋

4月~11月の土曜日、日曜日にこども食堂を実施します。



全てのこども



足尾町2209

(花の渡良瀬公園内)

わたらせ茶屋



日本語教室 (日光市国際交流協会)

3月～7月、9月～12月の第1、第2、第4木曜日に外国人向けの日本語教室を行っています。ぜひ、親子で参加してください。



外国人(年齢制限なし)



今市304-1(日光市市民活動センター1F 報徳ホール)

☎21-5112(日光市国際交流協会
(生活安全課内))



つながりと日本語@日光

外国ルーツのこどもたちを中心に、学習支援や日本語学習支援、居場所づくりを行っています。



外国ルーツのこどもとその友だち、
家族(だれでも)



大沢町809(大沢公民館内)

☎090-9398-2563

(代表 牧原)

Facebookはこちら▶



子どもの学習支援事業 (居場所)

支援が必要と認められたこどもに対し、基本的な生活習慣や学習習慣の確立、仲間との出会いや活動ができる居場所を開設します。



要件がありますので下記に
お問い合わせください。



社会福祉課 ☎21-5149



子どもの学習支援事業 (中退防止)

支援が必要と認められたこどもに対し、高校進学後も通学を継続できるよう、学校や家庭以外の居場所として「のんびりカフェ」を開設します。



要件がありますので下記に
お問い合わせください。



社会福祉課 ☎21-5149



子どもの学習支援事業 (学力向上)

支援が必要と認められたこどものうち、中学2・3年生を対象に高校進学を目標とした学習支援(授業形式、週1～2回)を行います。



要件がありますので下記に
お問い合わせください。



社会福祉課 ☎21-5149



子どもの学習支援事業 (受験料補助)

ひとり親家庭等の大学等受験料および高校・大学の模擬試験受験料を補助します。



要件がありますので下記に
お問い合わせください。



子ども家庭支援課 ☎21-5148





ファミリー・サポート ・センター

こどもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」がお互いに助け合い、こどもの健やかな成長を地域で応援していくための会員組織です（有償）。



概ね生後3か月から中学3年生のお子さんを養育してる方



日光市ファミリー・サポート・センター ☎21-4152



地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育て相談や情報提供、助言を行います。市内3カ所で開設。

（地域子育て支援センター「ぽかぽか」、日光親子ふれあいひろば、鬼怒川親子ふれあいひろば）



就学前の親子



地域子育て支援センター ☎ 22-2299

日光親子ふれあいひろば ☎ 54-3001

鬼怒川親子ふれあいひろば ☎ 25-6413



ひとり親家庭等 ファミリー・サポート・センター 利用助成事業

児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭等が、依頼会員としてファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の一部を助成します。



児童扶養手当等受給者



保育課 ☎21-5186



高等職業訓練促進給付金

看護学校などで資格取得を目指す場合、卒業までの生活費として給付金を支給します。



ひとり親家庭の母または父



子ども家庭支援課 ☎21-5148



母子父子寡婦福祉資金 貸付制度

経済的に困ったときや児童の就学などで資金が必要になったときに貸付を行います。



母子・父子・寡婦家庭



子ども家庭支援課 ☎21-5148



自立支援教育訓練給付金

医療事務や保育士など就職に結びつく資格取得のため、市の指定する講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給します。



ひとり親家庭の母または父



子ども家庭支援課 ☎21-5148





児童扶養手当

父(母)と生計を同じくしていない児童のいる家庭に手当を支給します。



ひとり親家庭の母または父



子ども家庭支援課

☎21-5101



ひとり親家庭医療費助成

保険診療の自己負担分を助成します。



ひとり親家庭の母または父



子ども家庭支援課 ☎21-5101



住居確保給付金

離職・廃業又は本人の都合によらない就業機会等の減少により、住居を喪失する恐れのある者(「喪失した者」含む。)を対象に、家賃相当分の給付金(上限あり)を支給します。



以下のいずれかに該当し、住居喪失している者又は住居喪失のおそれのある者。

(ア) 離職、廃業の日から2年以内である者

(イ) 申請者本人の責によらない理由により、やむを得ない休業等を余儀なくされ、収入を得る機会が減少している者

※その他、収入・資産等要件があります。



社会福祉課 ☎21-5149



妊婦のための初回 産科受診料助成

低所得世帯の方が妊娠判定のため初めて産科医療機関を受診する際の一部を助成します。

1回の妊娠につき助成は1回

(助成上限額 10,000円)



市民税非課税世帯に属する者



生活保護世帯に属する者



健康課 ☎21-2756



妊婦のための支援給付金

妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊娠届出時と出産後に5万円を支給します。

(出産後はこどもの数×5万円)

※妊娠届出前の流産等についても支給される場合があります。



妊婦



子ども家庭支援課(給付金)

☎21-5101



健康課(面接・訪問・相談) ☎21-2756





産前産後期間に係る 国民健康保険税の軽減

出産を予定する方の国民健康保険税について、出産前後の一定期間分の所得割（加入者の所得に応じて計算される金額）と均等割（一人当たり計算される金額）が免除される制度です。出産予定日の6ヶ月前から申請できます。



日光市の国民健康保険に加入されている方で、
出産(予定)日が令和5年11月1日以降の方

※出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産をい
います(死産、流産、早産された方を含みます)。



保険年金課 ☎21-5110



産前産後期間に係る 国民年金保険料の免除

出産を予定する国民年金第1号被保険者の出産前後の一定期間分の国民年金保険料が免除される制度です。出産予定日の6ヶ月前から申請できます。



国民年金第1号被保険者

※出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産をい
います(死産、流産、早産された方を含みます)。



保険年金課 ☎21-5110



すくすく赤ちゃん券

子の出生を祝うとともに、子育て家庭の経済的負担軽減のため、おむつ・授乳関連用品に使える3万円分の「すくすく赤ちゃん券」を支給します。



新生児（1歳未満）の保護者



子ども家庭支援課 ☎21-5101



児童手当

高校生年代（18歳の誕生日後の3月31日まで）の児童を養育している方に
手当を支給します。



すべての子育て世帯



子ども家庭支援課

☎21-5101



こども医療費助成

高校生年代（18歳の誕生日後の3月31日まで）の児童の医療費（保険診療の自己負担分）と入院時食事療養費を助成します。



すべてのこども



子ども家庭支援課

☎21-5101



こども誰でも通園制度

保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、一定時間まで預かります。



保育所等を利用していない

生後6か月から満3歳未満

のこどものいる世帯



保育課 ☎22-5186





幼児教育・保育料の 無償化



教育・保育施設等を利用する3～5歳児クラスのすべての子、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子の保育料は、きょうだいの順位に関係なく無償化となっています。



教育・保育施設等を利用する家庭



保育課 ☎21-5186



第2子以降の保育料 及び副食費の免除

教育・保育施設等を利用する第2子以降の保育料（0～2歳児クラスの子）及び第2子以降の副食費（3～5歳児クラスの子）を免除します。



教育・保育施設等を利用する家庭



保育課 ☎21-5186



放課後児童クラブ 利用料減免制度

同世帯から3人以上同時入所している場合、3人目以降の利用料が無料になります。また、児童扶養手当全額受給世帯の利用料は半額となります。



放課後児童クラブに同世帯から3人以上同時入所している世帯・児童扶養手当全額受給世帯



保育課 ☎21-5186



就学援助制度 (準要保護)

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対する援助制度です。



要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者



各学校窓口

または学校教育課 ☎21-5167



通学費補助金

市内間の遠距離通学者世帯及び多子世帯の経済的負担軽減、子育てを支援するため、通学に係る費用の一部を補助する制度です。



公共交通機関利用して通学し、年額36,000円を超える世帯



小学校まで片道4km以上、中学校まで片道6km以上を通学する場合



各学校窓口または

学校教育課 ☎21-5167



奨学金貸付制度

経済的理由により就学困難な者に対して、学資の貸付けを行う制度です。



日光市内に居住する保護者の子で、高等学校・高等専門学校・大学・短期大学・専門学校等に在学し、学業成績優秀かつ健康で経済的理由により就学が困難な者

※その他要件がありますので、下記にお問い合わせください。



学校教育課 ☎21-5181



少年相談事業

保護者及び青少年の抱えている問題、悩み等の相談に対する助言、支援をします。
(対面、電話により実施)



小・中・高校生相当の
青少年とその保護者



日光市少年指導センター
(生涯学習課内) ☎21-5182



子どもと親の相談室

友達のこと、家族のこと、自分のこと、秘密は守ります。安心してお話ください。



市内の子どもと保護者
NPO法人だいじょうぶ (今市1659-10)
☎21-2119



こども家庭センター

妊娠・出産・子育て等の各種相談に相談員と保健師等が対応します。



妊娠婦、子育て世帯、子ども



家庭児童相談室 (子どもや子育ての相談) ☎30-7830 (24時間)



健康課 (妊娠・出産、乳幼児の相談) ☎21-2756



ここがすごいよ！ 日光市

こども医療費は高校3年生相当まで助成します！

- 日光市は県内でいち早く高校3年生相当まで対象年齢を引上げ、県内医療機関窓口で医療費の支払いを不要としました！【現物給付方式】
- 県外医療機関や入院時食事療養費も、支払い後に市に申請すれば助成の対象となります！【償還払い方式】

こども誰でも通園制度を実施中です！

- 保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月10時間まで預かる制度です。

便利な「日光子育てチャンネル」！

- 妊娠から出産・子育て・教育に関する各種助成制度や、保護者等に対する支援制度をひとつにまとめた「日光子育てチャンネル」を作成しました！
右のQRコードからご覧になれます。



保育園や幼稚園の保育料を第2子から軽減します！

- 保護者の経済的な負担の軽減を図るため、保育園及び認定こども園保育部分に通う0～2歳児クラスのお子さんは第2子以降保育料が無料、保育施設及び幼稚園に通う3～5歳児クラスのお子さんも第2子以降副食費が免除となります！所得制限・年齢制限ありません！

放課後児童クラブの利用料を3人目から減免します！

- 市内の児童クラブに同世帯から3人以上同時入所している場合、3人目以降の利用料が無料になります！さらにひとり親世帯の経済的な負担を軽減するため、児童扶養手当全額受給世帯の利用料を半額とする減免制度を追加しました！



日光市健康福祉部 子ども家庭支援課 TEL 0288-21-5148